

横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱の一部改正

横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱に次の条文及び条項を追加します。

1 「横浜市敬老特別乗車証条例施行規則」第8条（負担額の免除の申請期間）における例外規定について条文を新設（下線：新設部分）します。

（負担額免除の申請期間の例外）

第〇条 規則第8条に規定する市長が認める場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

（1） 運転免許証の返納（条例第5条の2第1項第1号に規定する運転免許証の返納をいう。）をした日から、入院により、申請期間内に申請することが困難であったことが明らかなる場合（申請期間終了後に転入してきた場合は除く。）

（2） その他明らかに申請期間内の申請が困難であったと認められる場合

【参考】

・横浜市敬老特別乗車証条例 第5条の2

（負担額の免除）

第5条の2 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に該当することとなった日以後最初に交付を受ける乗車証（この項の規定により前条第2項に規定する負担額の免除を受けて交付を受けた乗車証に限る。）の有効期間の開始日から起算して3年間に限り、当該者に対し、同項に規定する負担額を免除するものとする。

（1） 75歳に達した日以後に運転免許証の返納（道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により運転免許（同法第84条第3項から第5項までに規定する全ての種類の運転免許をいう。）の取消しを受け、同法第107条第1項の規定により返納することをいう。以下同じ。）をした者

（2） 74歳に達した日以後最初に到来する乗車証の有効期間の開始日から当該有効期間の末日までの間に運転免許証の返納をした者

2 前項の規定による負担額の免除を受けて乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定める期間内に市長に申請しなければならない。

・横浜市敬老特別乗車証条例施行規則 第8条

（負担額の免除の申請期間）

第8条 条例第5条の2第2項に規定する規則で定める期間は、運転免許証の返納（同条第1項第1号に規定する運転免許証の返納をいう。以下同じ。）をした日から同日以後2回目に到来する乗車証の有効期間の末日までとする。ただし、当該期間内に申請をすることができない特別の事情があると市長が認める場合は、運転免許証の返納をした日から当該特別の事情を考慮して市長が指定する日までとする。

2 「横浜市敬老特別乗車証条例」附則第3項（横浜市健康診査を受診した者に係る特例）について定めた要綱条文に、該当者の特定期間と申請方法についての条項を追加します。なお、令和7年度に関しては経過措置として附則を追加します。（下線：追加部分）

（横浜市健康診査を受診した者に係る特例）

第〇条 条例附則第3項に規定する「要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）となることの予防のために社会参加を支援し、健康の保持増進を図る必要があると認めるもの」とは、条例附則第3項に規定する横浜市健康診査の結果等が、別表2で定める区分のいずれかに該当するものとする。

2 該当者の特定は原則当該健康診査を受診した日の属する年度の翌年度の8月末日まで行い、該当者には横浜市敬老特別乗車証交付申請書（第1号様式の5）を送付する。

3 前項の該当者のうち、乗車証の交付を受けようとする者は、モニター調査対象者となること及び定期的なアンケート調査への協力に同意し、横浜市敬老特別乗車証交付申請書（第1号様式の5）を市長に提出するものとする。

附則

（経過措置）

この要綱の改正後の第10条第2項に規定する該当者の特定は、令和7年度に限り、条例附則第3項に規定する横浜市健康診査を受診した日の属する年度の翌年度の11月末日まで行う。

【参考】

・横浜市敬老特別乗車証条例 附則第3条

（横浜市健康診査を受診した者に係る特例）

3 市長は、75歳以上の者であって、令和6年4月1日以後に横浜市健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第1項に規定する健康診査をいう。以下「健康診査」という。）を受診した者のうち、要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）となることの予防のために社会参加を支援し、健康の保持増進を図る必要があると認めるものに対しては、当分の間、第5条第2項に規定する負担額を免除するものとする。この場合において、当該者に交付される乗車証の有効期間は、当該健康診査を受診した日の属する年度の翌年度の10月1日から起算して1年間とする。

・横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱 第9条

（横浜市健康診査を受診した者に係る特例）

第9条 条例附則第3項に規定する「要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）となることの予防のために社会参加を支援

し、健康の保持増進を図る必要があると認めるもの」とは、条例附則第3項に規定する横浜市健康診査の結果等が、別表2で定める区分のいずれかに該当するものとする。

別表2

区分	横浜市健康診査の結果等の基準
<p>1 糖尿病・循環器疾患かつフレイルの可能性がある者</p>	<p>糖尿病治療中若しくは中断した者 又は HbA1c の値が 7.0%以上の者 又は 脳卒中等循環器疾患がある者</p> <p>かつ、健康診査票の質問項目で以下のいずれかに該当した者</p> <p>(1) 現在の健康状態について、あまりよくない又はよくないと回答した者</p> <p>(2) 6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかについて、はいと回答した者</p> <p>(3) 1年間に転んだことがあるかについて、はいと回答した者</p> <p>(4) 週1回以上は外出しているかについて、いいえと回答した者</p>
<p>2 低栄養状態かつ身体的フレイルのリスクがある者</p>	<p>次に掲げる【低栄養】及び【身体的フレイルリスク】の基準の両方を満たす者</p> <p>【低栄養】 BMI の値が 20.0 以下の者</p> <p>かつ、健康診査票の質問項目のうち、6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかについて、はいと回答した者</p> <p>【身体的フレイルリスク】 健康診査票の質問項目において、以下に該当する者</p> <p>(1) 現在の健康状態について、あまりよくない又はよくないと回答した者</p> <p>かつ、</p> <p>(2) 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたかについて、はいと回答した者</p> <p>又は、</p>

	<p>(3) 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたかについて、はいと回答した者 かつ、</p> <p>(4) 1年間に転んだことがあるかについて、はいと回答した者</p>
--	---